

令和5年（行コ）第132号 種子法廃止違憲確認等請求控訴事件

控訴人 青木良子 外

被控訴人 国

陳述要旨

2024（令和6）年10月1日

東京高等裁判所 24 民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 田井 勝



控訴人ら第5準備書面（最終準備書面）の要旨を述べます。

第1 はじめに

- 1 本件は、種子法の廃止が、憲法25条、13条等が保障する「食料への権利」を侵害するとして、種子法廃止法が違憲無効であることの確認、並びに採種農家、一般農家、消費者の各控訴人のそれぞれが、種子法に基づく地位の確認等を求めている裁判です。
- 2 原判決は、採種農家である控訴人菊地について、種子法廃止法によりほ場指定を受けるべき公法上の地位を喪失したことにより、「現実かつ具体的な危険又は不安が生じている」と認定し、同人の地位確認の利益を認めました。

しかし、控訴人らの主張する食料への権利について、「憲法25条1項にいう『健康で文化的な最低限度の生活を営む権利』の実現に向けては、一定程度の衣食住の保障が必要となることは否定できない」とするも、当該権利（生存権）が種子法によって具体化されていたとは言えないとし、控訴人らの主張する権利の存在を認めませんでした。

そこで、控訴人らは本控訴審において、この「食料への権利」について、体系的に整理し、詳細に主張しました。

- 2 また、控訴審の審議における経過において発覚した「みつひかり」不正問題、本年6月～8月における我が国のコメの供給不足の問題などについて補充主張しました。

第2 食料への権利について

まず、食料への権利について述べます。

1 国際法における食料への権利

食料への権利は、十分な食料への権利として、全ての人が全ての権利を享有するために重要な人権です。

国際法上、世界人権宣言25条では「すべて人は、衣食住…により自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利…を有する」とし、国際人権A規約11条でも規定されています。そして、国連の「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」の一般的意見12号で具体化されています。

そしてこの「食料への権利」の意味するところは、第一義的には国民全体について食料へのアクセス権が保障されるべきこと、第二には、これを保障するため、国が、農家による食料生産体制を整備する義務を負う、ということになります。

2 国内法における食料への権利

(1) 自然権としての生存権解釈の必要性

国内法との関係で、憲法25条と食料への権利について述べます。

人間の尊厳に値する生活を営む上で十分な衣食住が確保されるべきことは憲法で定めるまでもなく当然の人権であり、ゆえに、憲法25条は衣食住についての十分な生活水準の保持を保障しているもの

として解釈されなければなりません。

加えて、前述した、国際法規範における食料への権利の内容は、無収入による飢餓を防止するという従来の古典的な生存権の範囲にとどまるものでなく、あらゆる自由権を基礎づけるものとして把握されているといえます。

現在の日本は、国民の食料へのアクセス権がきわめて危険な状態に置かれています。食料自給率が40%をきって久しい状況にあり、また、食料自給の根幹となる農作物の種子の自給率がきわめて低い状況にあります。その上で、食料自給を補うだけの食料品輸入が見通せない状況になっていること、生産者の急激な減少と生産基盤たる農村の脆弱化という事情、そして、企業による食と農の市場の包摂（農業の生産主体を法人化、アグリビジネス）といった事情等々から、食料への権利を保障する義務を負う国としては、飢餓を防ぐというだけではなく、このような食料の不安定性に対処する責務を負うようになったとみるべきです。

ゆえに、このような状況では、食料への権利について、古典的な生存権の範囲でみるのではなく、あらゆる自由権を基礎づけるものとすべきです。そして、以下に述べる通り、わが国における種子法や各種の農業基本法において、具体的に規範化されたとみるべきです。

(2) 食料への権利の法体系

ア 食料・農業・農村基本法

食料への権利と、食と農に関する法政策の基本法である食料・農業・農村基本法との関係で述べます。

同基本法は、食料の安定供給（同法2条）、農業の多面的機能の発揮（同法3条（改定法では4条））、農業の持続的な発展（同法4条（改定法では5条））、農村の振興（同法5条（改定法では6条））という4

つの基本方針にそって、国等の責務が定められています。なお、本年に食料・農業・農村基本法は改定されていますが、この基本方針に関わる部分は概ね変更されていません。

同法 2 条は、「食料の安定供給の確保」について、1 項で、「食料」を「人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なもの」と位置付け、「将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない」ことなどが定められており、まさに、国が農家を通じての食料生産体制を整備する義務についての基本理念が明示的に規範化されています。そして、この国の責務は、「将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に」受給する国民の権利を保障していることを意味するといえます。

また、同条 2 項では、「国民に対する食料の安定的な供給について」、輸入に依存しがちな日本の食料事情をふまえて、「世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせることを定めて、4 項（改定法の 5 項）では、とくに「国民が最低限度必要とする食料」についての定めをおき、いかなる不測の事態であっても「国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないように、供給の確保が図られなければならない」ことを定めています。いずれにおいても、国民が最低限の食料へのアクセスをできる権利を保障するため、それらの供給の確保が国の責務として定められています。

そして、同法 4 条は、「農業の持続的な発展」について、「必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保されること」などによって、その持続的な発展が図られなければならない、と定め

られています。この「農業資源」に種子が含まれています。同条の「農業の持続的な発展」が実現できなければ、同法2条で定める「食料の安定供給の確保」もままならないことになるため、同条の目的を果たすために、種子の確保が国の責務として要請されているといえます。すなわち、同基本法2条において、食料への権利の「持続可能性」および「利用可能性」の要素がこの条文において保障されているとなります。

この4つ目の基本方針にそって、基本法33条では、「国は、農業経営における農業資材費の低減に資するため、農業資材の生産及び流通の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものとする」ことが定められており、「農業資材」のなかにやはり種子が含まれることとなります（なお、改定法では42条において同趣旨の内容となっています）。

3 種子法において保障される食料への権利

(1) そして、この基本法の規定に基づき、種子法が、農業者が自由に天然資源である種子を使って安全安心な農産物を栽培することや、その農産物を消費者が購入して消費することを保障しているのは、「適切な食料への権利」の一内容である食料の「利用可能性」を保障して、もって、国民の「アクセス可能性」を保障することを目的としているもの、と位置づけることができます。

このように、「利用可能性」および「アクセス可能性」は、国内法においては、憲法13条および25条を通して、食料・農業・農村基本法2条において定められる法目的であり、種子法はこのような法秩序において位置づけて理解されるべきです。

したがって、種子法廃止によって、農業者が種子法によって供給されてきた安価でありながら優良かつ安全・安心な種子によって農産物を生産し消費者がその農産物を購入して消費する機会を奪い、農業者

や消費者の「食料への権利」を積極的に侵害したことは、明らかに憲法13条および25条に違反するものとなります。

また、当然ながら、種子法廃止によって、採種農家が業務を続けられなくなることも憲法13条及び25条に反することになります。

(2) これに対し、原判決は、種子法について、食糧増産という目的を、政策的なものであって、個々の国民の食生活が豊かになったという事情があったとしても、そのような利益は「政策の実現に伴う事実上の利益」に過ぎないなどとして、控訴人らの権利を認めようとしませんでした（原判決42頁）。

しかし、前述のとおり、種子法は食料・農業・農村基本法を上位法とする食料への権利を保障する法体系の下にあります。この点を看過するものであり、大きな誤りです。またそもそも、種子法の目的である食糧増産とは、戦後の飢餓状態を克服すべきものであり、私たちの食料へのアクセスを保障し、私たちの生命・健康を保護するものであって、食料への権利そのものを意味するといえます。

農業政策に過ぎないとして、権利性を認めなかった原判決は大きな誤りがあります。

4 控訴人ら各人の権利性と権利侵害

(1) 食料への権利の内容や国内法での位置づけなどは以上のとおりとなります。そして、控訴人菊地（採種農家）、控訴人舘野（一般（有機）農家）、控訴人野々山（消費者）のそれぞれの立場からの食料への権利の内容と種子法の各規定との関連性は書面で述べた通りです。

(2) 種子法が廃止され、採種農家である控訴人菊地は、今後、自らの土地がほ場指定されず、また、都道府県から原種の提供を受けられなくなる危険性があります。この場合、採種農家の業務を続けられなくなります。

一般農家の控訴人館野は、有機農業を営んでおり、良好な有機の種子の提供を受ける必要がありますが、種子法廃止によりそれを受けられなくなる危険があります。

消費者の控訴人野々山は、種子法が廃止され、良好で安全な主要農作物の提供が受けられなくなります。種子法廃止により、過度な自由競争と利潤追求の論理で行動する民間企業に種子生産がゆだねられ、種子の多様性が喪失されると、冷害・干ばつ・病虫害被害などの事態から防ぐための多様な種子の確保が困難となり、米などの安定供給に支障が出てきます。また、民間の種子が市場を独占することで、遺伝子組換え作物の種子等による健康被害の恐れが生じかねません。

いずれの控訴人も、種子法廃止により「現実かつ具体的な危険又は不安が生じている」状況にあります。

第3 最後に

本控訴審での審議途中において、米の民間品種の代表格である「みつひかり」の不正問題が発覚しました。優れた民間品種の促進という種子法廃止法の立法理由が崩れているといえます。

また、本年6～8月にかけて、わが国の小売店でコメの商品が不足する（供給不足）事態が生じました。国は本控訴審においても「コメの供給不足が完全に解消された」ことが種子法廃止法の一つの立法理由と述べ続けていますが、大きな誤りであることが明らかとなっております。

いまこそ、貴裁判体において、食料への権利を認め、種子法廃止がその権利を侵害するものであり、許されないことを認める必要があります。憲法判断を行い、正義の判決を下されるよう強く要請します。

以上